

## 令和7年度研究調査助成事業実施要領

### 1. 趣 旨

この助成事業は、牛または豚の先端的生産技術・飼養衛生管理技術等に関する研究または調査に対し助成金を交付し、当該研究の成果が畜産経営における生産の振興と効率化に資することを目的とします。

### 2. 研究・調査の公募課題

- (1) 対象とする家畜は、牛(黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、交雑種、乳用種)、または豚とします。
- (2) 研究・調査の内容については、畜産経営における先端的生産技術・飼養衛生管理技術に関するものとし、育種、繁殖、栄養、衛生、飼育管理技術、畜舎施設、環境対策等広く含むものとします。

### 3. 助成事業対象者

- (1) 本事業に応募できる者は、次の機関に所属する者としてします。
  - ①公立試験研究機関（独立行政法人も可）
  - ②学校教育法第一条に規定された大学、高等専門学校、高等学校（畜産に関する学科を設置している場合に限ります）
  - ③農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、
  - ④公益・一般社団法人、公益・一般財団法人
- (2) 複数の団体による共同研究等を行う場合は、全体の責任をもつ代表者が応募主体となります。

### 4. 応募の条件

応募課題の内容が既に他の制度による補助又は委託を受けている場合、または採択が決まっている場合は、応募できません。

### 5. 事業期間

- (1) 研究・調査の期間は、原則として1課題1カ年とします。
- (2) なお、複数年に亘る研究・調査については、当該年度と次年度の内容を区分し申請してください。

### 6. 助成金額

1課題の助成金額は、概ね1,000千円程度とします。

## 7. 研究課題の公募と採択

公募する事業は令和7年度に助成するもので、採択研究課題は、3月中旬に決定・通知します。

## 8. 応募方法

- (1) 別添の応募様式（研究助成申請書）によるものとします。
- (2) 応募書類は、正本1部、副本1部の合計2部を提出してください。
- (3) 当該団体の定款等の資料を添付してください。
- (4) 提出された書類の返却は行いません。
- (5) 応募の締め切りは、令和7年2月6日（木曜日）17時必着とします。
- (6) 提出先・問い合わせ先

〒108-0075

東京都港区港南2-4-8 大島ビル2F

一般財団法人 畜産ニューテック協会

TEL 03-5463-8951 FAX 03-5463-8952

E-mail: j.miyabe@jlnt.jp

URL: <http://www.jlnt.jp>

## 9. 応募課題の審査及び採択

- (1) 応募のあった課題については、以下の手順により審査を行い、採択課題を決定します。なお、審査委員会の審査に係る資料については非公開とします。
- (2) 審査の手順
  - ア. 形式審査
    - (ア) 応募書類の様式及び記載内容について点検します。
    - (イ) 相当の不備のあるものは、以降の審査の対象から除外します。
  - イ. 審査委員会
    - (ア) 審査委員会は、応募のあった課題を審査し、採択課題を選定します。
  - ウ. 採択課題の決定通知
    - (ア) 審査委員会で選定された採択課題について、応募者に対し採択決定の通知および助成金額の通知を行います。
    - (イ) 採択された課題名等は、畜産ニューテック協会のホームページで公表します。

## 10. 採択後の手続き及び研究調査の実施

- (1) 採択決定した課題の応募団体（以下「事業実施主体」という）は、実施スケジュール表を提出してください。
- (2) 事業実施主体から提出された「事業実施スケジュール表」を確認し、80%の概算金を支払います。
- (3) 事業実施主体は、実施スケジュールに基づき事業を開始してください。

### 1 1. 事業実績報告書の提出と取り扱い

- (1) 研究調査事業報告書は、令和8年3月13日（金曜日）までに一般財団法人畜産ニューテック協会へ提出してください。
- (2) 本事業報告者には、研究事業報告に関し本財団のホームページへの掲載並びに他の研究・調査事業報告とともに、「畜産生産に関する研究調査成果報告書」として印刷製本し、関係先に公表・配布することを了解していただきます。
- (3) 研究・調査の成果については、学術誌・関連雑誌等への論文発表、学会・研究会での口頭発表、新聞等の取材の受付など、積極的な発表をお願いいたします。なお、論文等の発表にあたっては、当財団の助成を受けた旨を掲載し、その発表文の写し等発表の内容が分かるものを当財団に送付願います。

### 1 2. 助成金の精算

助成金の精算は、令和8年3月末日までに、事業実施主体宛に送金します。

以上